

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

子ども・子育て支援金制度管理委員会 (第2回) 議事録

こども家庭庁成育局支援金制度等準備室

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

子ども・子育て支援金制度管理委員会（第2回）

日時：令和7年12月26日（金）13時00分～14時05分

場所：こども家庭庁庁議室

【議事】

- (1) 令和8年度の子ども・子育て支援金について
- (2) 支援金制度の周知・広報について

【出席者】

(委員・参考人)

池田委員、伊藤委員、権丈委員（オンライン）、佐藤委員、實松委員（オンライン）、清家委員（オンライン）、鳥潟委員（オンライン）、永井委員、山内委員（オンライン）、松田委員、横川委員（オンライン）、渡部委員、袖井参考人（オンライン）、石黒代理

(こども家庭庁)

中村成育局長、竹林審議官、丸山参事官

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

○松田部会長 予定の時刻になりましたので、ただいまから第2回「子ども・子育て支援金制度管理部会」を開催します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の委員の出欠について御報告をお願いします。

○丸山参事官 本日の出席委員は、松田部会長、池田委員、伊藤委員、佐藤委員、権丈委員、實松委員、清家委員、鳥潟委員、山内委員、横川委員、永井委員、渡部委員に御参加をいただいております。12名で定足数を満たしておりますので会議が成立していることを御報告申し上げます。また、袖井参考人にも御出席をいただいております。

菊池委員、當眞委員からは御欠席との連絡をいただいております。また、熊谷委員の代理として石黒様に御出席をいただいております。

事務局側の出席者につきましては、お手元の座席表で御確認をいただければと思います。

以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入ります。

本日の議題は、2つあります。事務局から説明をお願いします。

○丸山参事官 本日の議題は議事次第にございますとおり、1つ目の議題が「令和8年度の子ども・子育て支援金について」、2つ目の議題が「支援金制度の周知・広報について」ということで2つの議題がございまして、まとめて資料の御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。「加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金について」と題する資料でございますが、その1ポツ、2ポツでは、法律の概要、制度の概要の御説明になっております。児童手当の拡充でありますとか、育児休業給付の手取り10割相当への拡充など、子育て支援の拡充は既に実施をされておるのですけれども、その財源の一部となります子ども・子育て支援金につきましては、令和8年度から全ての世代、企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されてございます。

また、法律におきましては、子ども・子育て支援金につきましては段階的に導入するという。そして、支援金総額につきましては、令和8年度はおおむね6000億円、令和9年度はおおむね8000億円、令和10年度はおおむね1兆円を目安とするということに加えて、社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で支援金は導入することが法律で決められております。

3ポツでございますが、社会保障の歳出改革等によりまして、令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がったということでございまして、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となりましたことから、令和8年度につきましては、支援金総額はその範囲内である0.60兆円として導入をするということでございます。

4ポツでございますけれども、令和8年度の個人や世帯の支援金額の平均月額を試算し

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

たものを掲げております。健保組合の被保険者の方は、被保険者1人当たり月額約550円でございます。国民健康保険は1世帯当たり月額約300円でございます。後期高齢者医療制度は、被保険者1人当たり月額約200円でございます。

参考に、被用者保険、これは健康保険組合、協会けんぽ、共済組合に共通の支援金率、いわゆる一律の率をこども家庭庁長官が定めるということになっておりまして、こちらにつきましましては0.23%ということによって定めることになっております。

5ポツにありますとおり、国民の皆様から総額0.60兆円の支援金を令和8年度から拠出いただくこととなりますけれども、他方で、上記3ポツのとおり、社会保障の歳出改革等を0.60兆円程度行うことによりまして、支援金による負担が相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じないということによってございます。

2ページ目は、先ほど1ページ目にありました試算を年収別に見たものでございます。1枚目は被用者保険でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、一律の率を掛けて計算をしますので、協会けんぽ、健保組合、共済組合全て共通でございます。年収ごとに分けると、右側にあります被保険者1人当たりの月額はこのような形になってございます。

3ページ目でございますけれども、市町村国民健康保険の年収別の支援金額の試算でございます。国民健康保険につきましましては、制度は様々な世帯の方が対象になりまして、賦課対象が被用者保険と異なっておりますものですから、モデルを置いて試算をしております。モデルの中身は、夫婦と子のいる世帯。子といいますのは、注1にありますとおり、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である者ということで、いわゆる高校生年代の方でございます。このお子様の人数については、均等割額が支援金につきましましては全額軽減されますので、高校生年代のこどもの数によって支援金の金額は変わらないということによってございますので、「夫婦と子のいる世帯」と表記をしておりますけれども、こちらが年収80万円ですと50円という形で、このような形になってございます。

4ページ目でございますけれども、後期高齢者医療制度につきましても、同じようにモデルの試算になりますが、この表のとおりになってございます。

また、実際の支援金額でございますけれども、被用者保険は先ほど申し上げましたとおり、一律の支援金率ということで0.23を掛けて計算ができますが、国民健康保険や後期高齢者医療制度につきましましては、モデル試算でございまして、実際の世帯の形態や収入の様相によっても異なりますということと、実際には保険者ごとに保険料率を条例で定める、国民健康保険におきましても後期高齢者医療保険におきましても自治体が条例で定めることとなりますので、実際に国民の皆様のお手元に届く金額とは少しずれる場合があるというものでございます。

次のページは、法案審議時に作成しておいた資料を今回の令和8年度の予算編成過程を

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理本部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

経た後に数値を更新したものになっておりますので、御参照いただければと思います。

6 ページは、社会保険負担軽減効果が、先ほど私、0.17兆円積み上がりという御説明をいたしました。財務大臣と厚生労働大臣のほうで合意をされた内容ということで、厚生労働省の公表資料を御参考におつけしております。

資料1は以上でございます。

○中村局長 1点補足させていただきます。

資料1の1ページ目で、今、丸山のほうから4ポツで健保、国民健康保険、後期高齢者医療制度が、それぞれ550円、300円、200円という平均の数字を御紹介させていただきましたが、丸山も申し上げましたけれども、法案審議時にも同じ試算をしております。それぞれの比較で申し上げますと、健保組合の550円のところは法案の当時は500円で行っていました。一方で、国民健康保険の300円とありますところは350円で行っていました。後期高齢者は200円が変わっておりません。

若干、50円ずつ上がったたり下がったりというのがございますけれども、これは技術的な話でございます。一つは、それぞれの保険組合の加入者が法案審議時と変わっております。あとは50円で丸めておりますので、そこで1つずつ上がったたり下がったりがありますけれども、トータルとしては法案審議のときとおおむね変わらない金額でございます。

補足でございました。

○丸山参事官 続きまして、資料2の御説明に移らせていただきます。

資料2でございますけれども、今般、子ども・子育て支援金の総額が決まりまして、その結果、実際に負担いただく額の試算ができるわけでございますが、国民の皆様への御関心が一番高いところかと思っておりますけれども、そこがやっと固まりましたので、私どもとしては令和8年4月の施行に向けまして、しっかり皆様へ知っていただくにはどのようにするかという検討が必要だと思っております。

次の黒丸ですけれども、私どもで国民の皆様から寄せられる疑問点をしっかりお答えしていく、そういった内容が分かるような周知・広報に努めていかなければならないと思っておりますが、これまでのところ私どもに寄せられております主な御質問は以下の5つぐらいの類型に分かれるのかなと思っております。

まず、支援金制度はいつ始まるのですかというお尋ねです。その次は、支援金制度によって拡充されるサービスはどのようなものがあるのですかということ。また、支援金はどのようなサービスに充てられるのかということ。支援金の直接給付を受けない方、例えばもう子育てを終えられた方、高齢の方、独身の方という支援金の直接給付を受けない方も含めて、なぜ支援金を払わなければいけないのかというお尋ねです。それから、具体的に一体いくら払うのか、いつ払うのか、どういうふうに払うのかということ。最後は、実質的な負担が生じないというのはどういうことかというような御質問が寄せられているとこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

ろでございませう。

こういったことを次ページ以降に、私どもの考え方をまとめた資料を用意しておりますけれども、その資料にありますような内容、コンテンツを様々な媒体を使って広報をしっかりと展開をしていきたいということで、下の黒ポツですけれども、国においては令和7年度第4四半期に集中的に広報を展開する。その手法につきましては、多様な媒体、例えばこの下でございますとおり、こども家庭庁のホームページ、SNSによる広告、保険者の皆様にリーフレットやポスターを作成してお配りするとか、インターネットバナー広告、新聞広告といった様々な媒体を活用するとともに、各保険者、事業者の皆様にご活用いただけるような資料を作成する予定にしておりますけれども、これに加えて行うべきことがないかということで御議論を賜れば幸いです。

2ページ以降、ざっと資料を御説明させていただきます。

子ども・子育て支援金のポイントという2枚目でございますが、これは目次でございます。

3ページ目以降ですけれども、3ページは、子ども・子育て支援金制度の概要を解説してございます。まず、どういふサービスが拡充されるのかを御説明した上で、それを財政的に支えるものが子ども・子育て支援金制度ですよということ、そして段階的に実施をしていくのですよということを書かせていただいております。

4ページでございますけれども、「いくらなの？いつから払うの？」ということでございますが、先ほど御紹介しましたとおり、2つ目の○ですけれども、平均月額は、被用者保険は被保険者1人当たり約550円、国民健康保険は1世帯当たり約300円、後期高齢者医療制度は被保険者1人当たり約200円という試算をしております。

いつからということでございますけれども、3つ目の○で、被用者保険に加入されている方は5月給与から支援金の天引きが開始されます。国民健康保険や後期高齢者医療制度の方は、御加入の保険者によって徴収開始時期は異なりますけれども、6月～7月の間に納入通知書が送付されますので、具体的な支援金額とか徴収開始時期はその通知書によって通知をされるということでございます。

次のページでございますけれども、「実質負担がゼロってどういう意味？」ということについて解説を書かせていただいております。○の2つ目ですけれども、今般、支援金が新たに付加されるわけでございますが、その裏では社会保障の歳出改革を行って社会保険料の負担を軽減させることをしておりますので、支援金による負担は相殺される仕組みになっているということでございます。実際、令和5年度～8年度までの歳出改革等による社会保険負担軽減の効果を試算しますと0.60兆円程度でございますので、支援金の総額はその範囲内の0.60兆円としておるということでございます。

今後、医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加していくということで、社会保険料

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

には上昇圧力がかかるわけですが、少なくとも子育て支援策に係る支援金の負担は、社会保障の歳出改革等で相殺されるという仕組みになっておりますので、支援金導入に伴う実質的な意味での負担は生じないという御説明でございます。

次のページですけれども、「子育て世帯も負担するの？」ということで、支援対象の子育て世帯も負担をするのですかというお尋ねをいただくことがございますので、こちらにつきましては、支援金自体、お子さんがいらっしゃる、いらっしゃらない、独身であるか、結婚されているかにかかわらず、全ての方で子育てをみんなで支え合うという仕組みですということで、子育て世帯の皆様にも支援金を拠出いただくこととしております。

参考までにでございますけれども、支援金制度の導入によりまして拡充された給付というのは、そこがございますようにこども1人当たり約146万円の給付拡充となるということも併せてこちらでお知らせをするという資料にしております。

7ページ目でございますが、「支援金は独身税なの？」といった誤った言説と申しますか情報がSNS等で飛び交った時期がございましたけれども、そういうことに対しまして、確かに1つ目の○で、児童手当やこども誰でも通園制度など支援金によって拡充される給付そのものを受給されるのは子育て世帯に限られておるわけでございます。他方、拡充された給付によって育ったお子さんが成長して、やがて我が国の社会保障制度、社会経済を支える担い手になりますということで、現在の現役世代が高齢社会となったときに社会を支える若い世代を育むという支え合いの循環をしっかりと維持していくことは全ての方にメリットがあることだと考えておりました、その旨を記載しております。

最後のページは、前回の第1回の管理部会のときにこれまでの支援金制度の周知・広報の取組について、複数の委員からのお尋ねを頂戴しましたので、資料の形でこれまでの取組をまとめたものでございます。

資料の御説明は以上でございます。

○松田部会長 御説明ありがとうございます。

資料1につきましては、前回、第1回の会議で確認した前提の下に計算された金額であるという資料です。そして、資料2につきましては、これも第1回会議で広報が大事であると皆様から御意見をいただきました。それも踏まえまして、これから広報・周知を具体的にやっていく視点についてまとめられております。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問や御意見等がございましたら、挙手の上、御発言をお願いします。私からのお願いですが、できるだけ多くの委員の皆様のお意見をいただきたいと思っておりますので、1回の発言は少し短めにさせていただくと助かる次第でございます。また、御発言される際は私が当てますので、お名前を名乗っていただきましてから御発言のほどよろしくをお願いします。

それでは、どなたか御意見はございますでしょうか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理本部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

そうしましたら、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。健保連の伊藤でございます。

資料の御説明ありがとうございます。

まず、議題（１）の支援金の関係でございます。今回、被用者保険一律の支援金率をお示しいただき、誠にありがとうございます。医療保険者におきましては、子ども・子育て支援金の徴収は代行徴収的な意味合いが強いと理解してございます。したがって、被用者保険のどの保険者に属していても、負担に差が生じていないことが重要であると考えてございます。

健保組合におきましては、お示しいただきました一律の支援金率を用いていくという方針でございます。協会けんぽさんや共済組合さんも含めまして、全ての被用者保険者が一律の支援金率で設定していただくように、この場を借りてお願いを申し上げます。

次に、議題（２）の周知・広報の関係でございます。目前に迫っております支援金の徴収開始に向けまして、健保組合ではこれまでも事業主や被保険者に周知、説明を行ってまいりました。その中で、これまで国からの説明がないといった指摘をされたという意見が多く寄せられてございます。そういったことを前回の会議で御指摘させていただきましたが、今回、資料の中で広報展開に関しましては、第４四半期で集中的に広報を展開していくという記載をいただいております。全ての国民に負担をお願いしていく施策であり、国民の理解を十分に得ることが不可欠だと考えているところでございます。

しかし、これまでの国民への周知状況を踏まえますと、これから来年の４月までの間という非常に短い期間でもございますので、集中的に、まさに徹底した国からの周知・広報が必要だと感じてございます。今回の新たな支援金制度をスムーズに進めていくためにも、できるところから直ちに取り組んでいただきたく存じます。また、順次展開していくということで、通り一遍ではなく、様々な手段やツールを通じて、繰り返し繰り返し広報を展開していくということで、国が主体となって自治体などの関係する団体にも協力を得ることも含め、強力に周知・広報を展開していただきたいと思います。そういったことが国としての重要な課題であります、少子化対策の実効性を上げていくことにもつながっていくものと考えてございます。

我々健保組合におきましても、周知・広報を行ってまいりますので、具体的な広報内容、あるいはスケジュールが分かるようになりましたら、保険者、関係者に対しまして前広に情報提供をいただくようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○松田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

渡部委員、お願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

○渡部委員 全国市長会から選出されております東京都東村山市長の渡部でございます。

健保組合の伊藤委員からもお話がありましたけれども、いよいよ来年度から支援金の徴収が始まりますので、ここで全国の基礎自治体では、国保税の改定、それから広域連合になります。後期高齢者の保険料の改定をしなければならないということになります。

各自治体もちろん説明は尽くしますが、本来であれば、支援金は保険の話ではなく、国からの政策的なことで保険料にオンする形で徴収することになりますので、国の説明なくして各市民、町民、村民、区民の理解を得る、あるいはそれぞれの各地方議会、広域連合議会の理解を得ることは難しく、国の特段の広報活動が絶対に必要だと思っております。

先ほど丸山参事官からあらゆる媒体を活用するというお話がありましたので、お尋ねしますが、広報活動のために国としてはどのぐらい予算を確保されているのか。幼児教育・保育の無償化のときは、テレビでも多くのコマーシャルを打っていましたので、そういうことを考えると、あらゆる媒体ということであれば、インターネット等を活用していただくのはもちろんですけれども、マスメディア、特にテレビやラジオを活用した広報活動をぜひお考えいただきたいと思っております。

議会で万が一否決されるようなことになると、各自治体が一般財源で全て支援金の分を拠出しなければならないという事態になりますので、そのことだけは絶対に国としては避けていただくよう特段の対策をぜひ進めていただきたいと思っております。

もう一つ質問ですが、初年度は0.6兆円ということなのですが、9年度に0.8兆円、最終的に1兆円と、段階的に引き上がっていくと思っております。そうすると、各自治体もそれに合わせて、国民健康保険や後期高齢者の保険料も毎年改定を余儀なくされることになりますので、初年度はもちろんですが、引き続きこうした事態が今後3か年続くということもぜひ多くの国民に御理解をいただけるように対策を進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松田部会長 貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、オンライン参加の委員になります。鳥潟委員、お願いできますか。

○鳥潟委員 ありがとうございます。協会けんぽの鳥潟です。

被用者保険における共通の支援金率が0.23%と示されましたが、来年度、協会ではこの共通の支援率により子ども・子育て支援金の徴収を行ってまいります。いよいよ来年度から徴収開始ということで、今後提供いただいたリーフレットなども活用しながら、協会けんぽとしましても、事業主や加入者の皆様への周知に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

続きまして、これもオンラインで御参加の清家委員、お願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

○清家委員 経団連の清家でございます。

この後所用がありまして、中座することをまずおわびいたします。提出資料について数点コメントいたします。少々長くなる点をあらかじめお断りいたします。

資料1ですけれども、年収別に支援金額が示されています。これは過去の国会審議等と平仄を合わせるということですが、年収に対して月額を示すというのはいかにもどうなのか。年収であれば、年間の負担額を示すほうがより適切ではないかと思えます。

それから、被用者保険ですが、実際に労使折半ということであれば、事業主が御本人の負担と同額を負担しております。それが具体的に明示されておらず、捨象されているのはやや理解に苦しみます。個人や世帯の負担金額を強調されるのは理解いたしますが、企業もこの支援金制度を支えている点をぜひ忘れないでいただきたいと思えます。

資料1については以上です。

次に資料2について申し上げます。今回御提示いただいた論点は支援金制度について国民の皆様を知っていただくということですが、約4か月後に徴収が始まる、まさに年末のぎりぎりになり、こういう課題が出てくることに関して、もう少し早くできなかったのかという感想を率直に持っております。

8ページ目にこれまでの活動について御紹介がありますが、私どもの受け止めとしましては、こども家庭庁さん自身の御活動は正直言いまして上の2つのポツで、それ以外の活動を能動的に行っておりますのは、保険者の皆様方や我々経済団体であったのではないかと思います。今後、集中的に御展開されるという御説明がありましたけれども、他の委員の方からもございましたが、こども家庭庁さん自らがより積極的に汗をかいていただく必要があるのではないかと思います。

この先、実際に支援金を徴収されるのはこども家庭庁さんではなくて、各健保組合、協会けんぽ、市町村等の保険者の皆さんです。保険者の皆さんに、徴収に伴う余計な負担を生じさせたり、ましてや批判の矢面に立たせたりすることがないように、国民理解の醸成も含めて、今まで以上にこども家庭庁さんにはしっかり対応いただきたいと思えます。

その上で、先ほども少子化に関する言及がございましたが、3枚目に子ども・子育て支援策の一覧がございますけれども、今回これだけの大規模なプランを作った目的は、私の記憶では異次元の少子化対策であったと思えます。それについて全く言及がないというのは不可思議でありますし、7枚目に支え合いという御指摘がありますけれども、少子化への危機感というのが全く感じ取れないのではないかと思います。今回どうして加速化プランを実行するのか、その目的は強調されるべきではないかと思えます。

最後に、この会合は支援金に関する直近の議論を行っておりまして、制度の周知に資する会合であると受け止めております。しかしながら、例えば前回の会合の結果につきまして、議事要旨の作成や公表が他の審議会に比べていささか時間を要し過ぎているのではな

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

いかと受け止めておりますので、ぜひ改善をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンライン参加の山内委員、お願いします。

○山内委員 日本商工会議所の山内でございます。

支援金総額や各保険者への割当てについて理解しました。制度の円滑施行に向け、引き続き着実な準備をお願いいたしたいと思っております。今後は、これまでの議論にもありましたように、国民と事業者に対する理解の醸成につながる周知・広報が重要になると思っております。

中小企業の支援現場の実態をお伝えしたいと思います。制度への不満の声は、私たちも懸念するところでしたが、それ以前に「制度自体が知られていない」のが現状です。会員企業にこの支援金の話をしましても「初めて聞いた」という反応ばかりです。清家委員からもありましたが、特に事業者負担というイメージは持っていないところが多いようです。この部分については周知が大事だと思っておりますので、資料に入れていただきたいと思っております。

私どもとしましても、国からの情報発信はまだまだ十分でないところもあり、現場でうまく説明できずに、周知活動になかなか踏み切りづらいという状況であります。下手に説明をして、逆に不満や混乱を招きたくないという思いも現場にはございます。

認知向上でウェブとかSNS、動画等々を活用していくことは有効であると思っておりますが、やはりそれだけでは理解を得ることが難しいと思っております。数字やスケジュールだけでは国民や事業者には伝わりませんし、リンクの閲覧を促しても見に行きません。

単なる制度の解説にとどまらず、政府全体の大きな改革の中での「こども未来戦略」の位置づけ、その背景や意義について、国が前面に出て、責任を持って語りかけるという姿勢が非常に重要になると思っております。現在、人口戦略本部が設置され、加速化プランの実行とともに、「更なる少子化対策」の検討が掲げられています。社会保障制度改革の中では、現役世代の負担抑制が重要課題になっています。関心の高い 이슈 です。なぜ支援金制度が必要なのか、どれだけ効果的な政策に使われるのか、その広報は確かに遅れ気味だと私も感じます。私どもとしても周知・広報にぜひ協力していきたいと思っております。

面白おかしく取り上げられて、誤った報道がなされることのないように、社会全体の支え合いの制度であること、巡り巡って自分にもメリットがあるのだということ、目的や意義を明確にし、簡潔かつ丁寧なアプローチをぜひとも心がけていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

○松田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

会場におります池田委員、お願いします。

○池田委員 ありがとうございます。国民健康保険中央会の池田でございます。

子ども・子育て支援金制度についての周知・広報の在り方について幾つか意見を述べさせていただきますと思います。

支援金制度が来年4月から始まりますけれども、資料2の2ページにありますように、支援金に関連して様々な疑問を持つ国民の方々が少なからずいらっしゃると思います。支援金の目的やその使途、徴収が始まることなどについて、まずはできる限り分かりやすく丁寧な説明に努めることが国の責務と考えております。

具体的には、先ほどもほかの委員の方から出ておりましたけれども、自治体の担当者の方が住民の方々に制度の説明を行うに当たって、現場にできるだけ負担がかからないように、国としてこれから3か月の間にあらゆる媒体を活用して、支援金制度が始まることなどについて、特段の周知・広報をお願いしたいと思っております。

2点目でございますけれども、この支援金制度が始まってから初めて支援金を徴収されることを認識する国民も恐らく出てくると想定されますので、制度開始前のみならず、制度開始後の来年4月以降も制度についての理解を深めていただくための活動が必要であると考えます。

特に、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、国保や後期につきましては、6月～7月に納入通知書が送付されるということでございますので、具体的な支援金額とか徴収開始時期をそこで初めて知ることにもなってまいります。そういった意味で、制度が始まってからも、社会保障制度の中の支援金の位置づけですとか、あるいは令和8年度以降の制度の見通しも含めまして、継続的に繰り返し支援金制度に関する周知・広報を行っていただくことが重要かと思っております。

最後に3点目でございますが、さらにこの支援金制度が令和8年度だけでなく、9年度、10年度と続いていくということであれば、国として引き続き自治体、あるいは保険者に対して、早め早めの情報提供や財政措置などを行っていただきますようお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで御参加の實松委員、お願いします。

○實松委員 全国後期高齢者医療広域連合協議会の實松でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

後期高齢者医療広域連合を代表して意見を申し述べたいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理本部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

後期高齢者医療制度の被保険者の多くは年金を主な収入源としております。新たな支援金制度が始まり、保険料としての負担が生じることについては、心理的な不安や戸惑いが大きい層であると思っており、そういった点への配慮が必要であると考えております。

特に、実質的な負担増が生じない仕組みや、なぜ税金ではなく保険料なのかといった点については、具体的で分かりやすい説明がなければ、国民、とりわけ高齢者の理解を得ることは難しいと考えます。実質的な負担増は生じないということですが、社会全体の社会保障費の削減分の範囲内で支援金を賄うマクロ的な考えであり、個々の負担額は変わらないことを意味するということではありません。この点を正しく理解いただくためにも、丁寧かつ分かりやすい説明が不可欠であると思っております。

先程来、話が出ております周知・広報の手段ですが、SNSやインターネット、新聞広報など、多様な媒体を活用することは有効であると思っておりますが、高齢者への理解を得るためには、テレビ、ラジオなどのマスメディアを通じた積極的な周知も重要と考えます。また、紙媒体の場合は、文字の大きさや表現の平易さなど高齢者に配慮した情報提供にも努めていただきたいと考えております。

後期高齢者医療広域連合としましても、国が示す正確な情報を丁寧に伝えてまいりたいと考えておりますが、まずは国において、高齢者を含む幅広い世代への理解と納得が得られるよう、積極的かつきめ細かな周知・広報に努めていただきたいと考えております。さらに、制度開始後も実際に子ども・子育て支援金を負担した被保険者の理解と納得感を高めるということで、支援金がどのように集められ、どのような施策に充てられたのかということも、毎年度制度全体の収支状況を公表するなど、透明性の確保に努めていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで参加の権丈委員、お願いします。

○権丈委員 どうもありがとうございます。亜細亜大学の権丈でございます。

私からは、資料2の7ページに関連し、この制度の趣旨についてお話しさせていただきたいと思っております。

先日、ある動画を視聴していましたところ、自分は独身主義者だから子ども・子育てのための支援金には反対だという意見が紹介されておりました。この意見をきっかけに、改めて確認しておきたい点があります。それは、独身主義の方も安心して人生を全うできるのは、医療、介護、年金といった社会保障制度が存在しているからだという点です。そして、その制度を将来支えるのは、まさに今の子どもたちです。支援金制度は、子育て世帯のためだけの制度ではありません。医療や介護、年金を利用する全ての世代が現時点で子ども・子育てに協力することによって、今、そして将来にわたってそれらの制度を胸を張って利

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理本部」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

用できるようにするといった考え方を基礎に置いています。

経済界も少子化に強い危機感を抱いて、この制度に協力し、企業や高齢者を含めた全世代、全経済主体で子育てを支えていく。そのことによって、明るい希望の持てる社会をつくっていく。全世代、全経済主体で支えていることが見えるように、最も広い賦課ベースを持つ医療保険制度の徴収システムを活用して、具体的な仕組みとしましたのがこの支援金制度だと理解しております。

こども未来戦略には、将来に明るい希望を持てる社会をつくらない限り、少子化トレンドの反転はかなわないとの趣旨が示されていますが、諸外国の事例を見てもそのとおりなのだろうと思います。こども家庭庁、そして本日お越しの関係者の皆様には、既に周知・広報に御尽力いただいているところがございます。皆様がおっしゃるように、こども家庭庁にはこれから一層力を入れていただきたいと思っております。また、関係者の皆様もぜひそれぞれの立場や現場において、この制度の趣旨を共有し、引き続き前向きに協力していくことができると考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

この制度の趣旨は大事だと思います。

続きまして、袖井参考人、お願いいたします。

○袖井参考人 ありがとうございます。

まず、資料1の辺りから申し上げたいのですが、前回も申し上げましたように、少子化対策というか、出生率の向上に現金給付はあまり役に立たないというのが諸外国の例からも挙がっております。とはいえ子育て世帯を支援する、そして、子育てをよりたやすくするという面で現金給付が必要であるとするならば、私は税でやるべきだと思っております。なぜ医療保険に上乗せして取るのか、この辺りの説明が非常に難しいと思います。

趣旨としては、全世代で支え合うということをもうちょっとクローズアップしたらいいのではないかと。つまり、特定の人たちだけが得をするのではなくて、みんなで支え合って次の社会をつくっていくということをどううまく表現するか。そうしないと、今、社会保障制度はいろいろ改革が進んでいて、社会保険料を減らすという方向で動いているときに、プラスさせられることについて、国民をどう納得させるか、その辺りのテクニックが難しいかと思えます。

もう一つは、新しい制度を発足させるに当たって、保険者の方にはシステム改修の人員とか費用がいろいろかかると思いますが、この辺りはこども家庭庁から何か助成金が出るとかそういうことになっているのかを知りたいと思います。

それから、資料2の7ページのところですけれども、社会保障制度の担い手と書かれておりましたが、若い人にとって社会保障制度はかなり遠い先の話になるので、ここはもう

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

ちょっと広げて、働き手となって、あるいは労働力となって、社会保険料も税も支払うことによって社会を支えるのだという、つまり、遠い先のことではなくて、現実生活にも子どもが健やかに育つことが社会にとってより有益であるということを入れたほうが説得力があるのではないかと思います。

以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

続きまして、横川委員、お願いします。

○横川委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。日本金融教育推進協会の横川と申します。

私はふだん20代、30代の方とお話をする機会がすごく多いのですが、それこそ、これから子どもを産むか産まないか、まだ独身で考えていなかったり、実際に周りで子育てをしている子がたくさんいるのですけれども、実施されている制度のことをあまり知らない方がすごく多くて、かつ今の20代、30代は物価高の中で手取りの少なさとか、初任給がちょっと上がっているというニュースはありますけれども、入ってくるお金の少なさにすごく敏感な世代だなと思っています。

そういった中で、社会保険料の上乗せという負担感だけが見え方として先行してしまっているとなると、メリットが何なのかというのをきちんと訴求しないといけないなと思っています。そういった中で、全然知らなかったり、届いていないという現状があると思いますので、テレビとか大きなメディアはもちろんのことなのですが、先ほどnoteをやられているというのを資料で拝見させていただきましたが、そこを見るのはすごく限られている方かなと思いますので、例えばSNSで、今だったらショート動画とかは若い世代はすごく見えていますし、子育て世代の方もInstagramやTikTok、YouTubeのショートとか動画を見られている方もすごく多いので、そういったものを活用するであったり、あとは、子育てをされているママさんのインフルエンサーを活用していただいて、家庭への具体的なプラス面を徹底的に見せたほうがいいのではないかなと思いました。

あと、独身の方とか低所得者層の方には、単なる福祉ではなくて、先ほど話もありましたが、将来の年金とか経済を支える、社会のインフラ投資であるということの納得感が皆さんは必要だと思うのですけれども、こちらの周知のための広報の施策がすごく足りないと感じているので、手段をもっと広げていただけたらいいのではないかなと思います。

私からは以上です。

○松田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

石黒代理、お願いします。

○石黒代理 全国知事会から熊谷千葉県知事の代理として出席をさせていただいております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理本部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

す石黒と申します。

議題2の支援金制度の周知・広報について、意見を述べさせていただきます。

今年の10月に、国から制度の周知用のリーフレットを送っていただいております。国保の保険者でございます全国の市町村において、リーフレットを活用した広報を適宜行っているところでございます。

一方で、制度の実施が決定されて以降、独身税との言い換えがなされるなど負担感のみが強調されるような論調がSNS等に見られるところでございます。来年4月以降、徴収が実際に始まった後は、保険者である市町村に多数の苦情が寄せられることが危惧されまして、国民に対して制度の目的や支援金の使途、負担の在り方などに関する丁寧な説明を行う必要がございます。国におかれましては、国民の理解促進のための周知・広報を強力に進めていただくようお願いしたいと思います。

今日、こちらに参る前に熊谷知事に説明を行いまして意見交換をさせていただきました。そのときに幾つかコメントがございましたので、紹介をさせていただきます。

負担はあくまでも生じるもの、負担は負担であって、実質負担が生じないという点については強調すべきではないだろう、言わないほうがいいのではないかという意見。それから、社会全体として考えたときに、この先、日本の社会を維持していくために必要な制度であること、こどもを持っていない方にも意味がある制度であることをきちんと説明すべきだということを申しておりました。

また、県内の市町村から寄せられた意見を2つほど紹介させていただきます。

本制度に関する問合せがあった場合の専用コールセンターを国において設置する等の対策を講じていただきたい。また、各保険者において独自に対策を講じる必要がある場合には、補助金を交付する等の確実な財政措置をお願いしたいといった意見が寄せられておりますので、併せて紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○松田部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 御説明いただきましてありがとうございました。

私は、ライフプランとか長い家計という視点から意見を述べられたらと思います。まず1つ目が、実質的な負担がないというお話で進めていますが、こども未来戦略の基本理念の一つには若い世代の所得を増やすというのが掲げられています。今、実質賃金が減少している中で徴収が始まるこのタイミングでは、これに反しているのではないかという意見は出てきてしまうと思います。

なので、これだけではなくて、未来戦略全体でどうやって所得を増やしていくのかというところが見えてくると、例えば給付については、この戦略の中で時短の給付や育休の上

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理本部」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

乗せが始まっていることをまずちゃんと認識してもらって、それをインフォグラフィック的にきれいに分かりやすく伝えるということは、このタイミングでやらないと難しいのではないかなと思うので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。そういった資料があると、いろいろな団体が説明するのも、分かりやすく統一した制度への印象を持っていただけるのではないかと思います。

もう一つ、皆さんの意見にもありましたが、支援金について独身税なのという資料2の7ページのところについての説明はもっとしていく必要があると思っています。これは、今の出生率がどうというわけではなくて、産む人、産まない人、いろいろなライフコースを選べるという前提で、社会が子育てを全体でやる必要があるように変わってきていますよねというものがあると思うのですが、この社会保険に上乘せをして取るというのが、日本で言ったら年金が賦課方式であるとか、医療でいえば後期高齢者支援金を払っているとか、意図する、意図しないにかかわらず、独身で子どもをつくらないということは負担している人たちとの差が生じているので、それを再分配するのだという考え方が伝わる、それから、少子化がそういうことを考えるととても危機的な問題なのだという危機感の共有が前提にないと、もし逆にそれが前提にあれば、月に数百円の負担も制度を維持することで、今から積み上げていくのだということであれば高くないかもしれないみたいな形で理解が進むと思うので、やはり本質的にこのページをきちんと伝えていく、社会保障教育のようなものがすごく大事になってくるのではないかなと思います。

あと、広報の方法について1点なのですが、YouTubeとnoteを拝見したのですけれども、一方的に伝えているような印象を感じてしまいました。なので、聞きたいことに答える対談形式とかそういう歩み寄りの姿勢、国民の声を聴くという姿勢をもっと見せてもらえると、安心してこの取組で私たちの声が反映されて変わっていくのだという思いにつながると思うので、双方向の広報ができればいいのではないかと感じました。

私から以上です。

○松田部会長 御提案ありがとうございます。

そうしましたら、永井委員、お手が挙がっていましたね。

○永井委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会(連合)の永井でございます。第1回は欠席いたしましたので、今回からの参加とさせていただきます。よろしく願いいたします。

前回からも、また今回も多く意見がありました資料2の支援金制度の周知・広報について、少し意見を述べたいと思います。重ねての意見となりますことは申し訳ないと思いますが、国民、事業主、保険者に対しまして、丁寧な御説明を本当に早急に徹底していただく必要があると思っております。

資料2の1ページ目に記載があります国民から寄せられる疑問点につきましては、一つ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

一つ分かりやすい御説明をお願いしたいと思います。とりわけ、これまでも御意見がありました。社会保障の歳出改革などにより実質的な負担が生じないということについては、被用者保険であればこの5月の給与から天引きになる中で、なかなか理解が難しいと思いますので、資料作成などのさらなる工夫を加えていただいた上で、丁寧な説明を行っていただいて、不安や疑問の解消につながるようお願いをしていきたいと思っております。

各保険者や事業主が活用できるリーフレットも早急に作成いただきたいと思っておりますし、まず何より国において、資料にも書かれているように、多様な媒体、SNSなどを活用し、私たち国民自らが情報を探しに行かなくても必要な情報が届くといったように、積極的な周知・広報をお願いしたいと思っております。と言いながら、今はそうでもないかも分かりませんが、SNSなどに触れる機会のない高齢者の皆様向けにも、御意見がありましたように適切な媒体による広報をお願いしたいと思っております。

以上です。

○松田部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、全ての委員から御意見をいただいたと思っておりますので、事務局から回答のほどお願いします。

○中村局長 ざっと言って、丸山さんに補足をお願いしたいと思っておりますが、本当にありがとうございました。

広報をしっかりせよということは全ての委員からいただきまして、肝に銘じてやっていきたいと思っております。こども家庭庁でやれることは全てやっていきたいと思っておりますし、今、内閣官房の政府広報とも連携を取って、政府広報の持っている媒体を活用して、特にマスメディア関係とかSNS関係とか、そういったこととも連携を取って広く知っていただきたいと思っております。

加えて、事業主の方々にも拠出いただいているというのはまさにそのとおりでありまして、当然我々はよく承知しておりますし、今日も事業主向けのパンフレットをつくっていくということも資料の中でお示ししておりますけれども、確かに、QAとか説明書をつくっているときに、どうしても個人の皆様はどう説明するかというところがメインになってしまって、事業主の方々がどういうふうに関与していただいているのか、貢献していただいているかということも国民の方に知っていただくということはすごく大事だと思っておりますので、そこは付加していきたいと思っております。

あと、清家さんから議事録が遅いということをいただきまして、これは誠に申し訳ありません。年末年始が空きますけれども、迅速に対応していきたいと思っております。

最も大きいのが、加速化プランの全体をきちんと説明する必要がある、あるいは少子化対策との関係を説明していく必要があるという御意見も非常に強かったと思っております。

一つ、今、我々が資料の中でまずは児童手当とか育休とか誰通とか、そういうものをピ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理委員会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

ックアップして御説明はしていますけれども、加速化プラン全体について言及がなかったと。言われてみるとそうなのですが、生真面目に考え過ぎてしまったところもあって、支援金が財源になっているものは、加速化プラン全体ではなくて、資料2の3ページにある児童手当、妊婦10万円給付、育休、時短、誰通、国年の育児中の保険料免除が法律上列挙されていますので、これに充てられていますよということをまずはきちんと正確にファクトとして御説明しようという意図でつくっておりましたけれども、さらにその背後という大きな土台でもある未来化戦略とか少子化対策についてもきちんと説明していく必要があると思っております。

この中で一つ悩ましいのは少子化対策の関係です。資料を見ていただきたいのですが、子育て政策と少子化対策はよく並列で語られるときもありますし、どっちかがいずれかを代表するところもありまして、こども家庭庁としても時々、若干混在して使っているところはあったのですが、この1年、出生率の低下も伴っていろいろな議論がある中で整理をさせていただきました。

今、スライドにある表でございますけれども、左側がいわゆる少子化対策でございます。一番下側の出生率とか希望出生率が最終的な指標であって、そこから状況、背景、どういう対応をしていくかというところが整理されているものでございます。右側がいわゆる子育て施策というものでございまして、そこも具体的な状況、背景、対応ということで整理させていただいておりますけれども、どちらも非常に重要であり、相互に関連と書いてありましてまさにそのとおりなのですけれども、あえて極端に申し上げますと、少子化対策というのは、未来に生まれるこどもの数を何とか下げ止めをしようということが目的でございます。

一方で、右側の子育て施策というのは、未来のこどもも当然大事なのですけれども、今この世に生を受けてこの社会で生きているこどもたちがなるべく笑顔になる施策でございます。当然両者は関係しますし、今いるこどもたちが笑顔になることが未来の少子化対策につながるわけですが、どっちかというところ、未来戦略に掲げている施策も目的としては異次元の少子化対策でございますが、具体的な施策としては児童手当とか妊婦10万円給付とか時短勤務、誰でも通園制度を見ると、子育てに直接目的が行っているという構図になっています。

そういう中で、少子化対策との関係をより丁寧に説明していく必要があると思っておりますけれども、その上で、佐藤さんも言っていた7ページの独身税との批判についてでございますが、この施策が少子化対策としてスポットライトを浴びる場面もあるでしょうし、子育て施策としてスポットライトが当たる場合もあると思うのですが、資料7の独身税という御意見に対してどう答えていくかというのは、独身税というのはちょっと違うのではないかという切り口ではありますが、逆に独身税の批判というのは、面白

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

おかしく言っている方も中にはいるかもしれませんが、より本質的に社会保障、あるいは子育て施策、少子化対策は何なのという根本を問うているところだと思っております。

したがって、資料7を出していただけますか。お子さんがその家庭のこどもであり、直接のサポートは家族や周りにいる方が取るのはそうなのですが、それだけではなくて、こどもが少なくなっていることをどう捉えるかを含めて、社会全体でサポートしていくかどうかというところがまさに問われていますし、国民全体で考えなくてはならないと思っております。

そこをきちんと考えて、社会の大体こういうところだろうということがあれば、独身税という言葉がどうか、結局のところ社会保険料なのか税なのかという議論もテクニカルにはあると思うのですが、より根本のところは、今いるこどもたち、あるいは未来にいるこどもたちを、直接関わる家族の存在は前提として、それを超えてどこまでサポートしていく必要があるのか、覚悟があるのかということはこの支援金を通じて意識を、まさに一方通行ではなくて、必要ですよと我々が言うのではなくて、多分そうだという方とそうなのかなと言う方もいるでしょうし、そうだという方にも、やり過ぎではないかというのと少な過ぎると言う方もいると思うので、御意見を聞きながらコンセンサスをつくっていくことが非常に大事だと今日の御意見を聞いて思いました。

以上です。補足があればお願いします。

○丸山参事官 袖井先生から、保険者におけるシステム改修に対する国の補助があるのかという御質問がございましたけれども、これは令和6年度の補正予算で700億円弱、システム改修と周知・広報の経費ということで補正予算を積んでおりまして、令和6年度の補正で繰り越して7年度も活用いただいておりますということが1点です。

それから、どうしてもシステム改修が年度内に終わらない部分は8年度にかかってしまう部分もあるということでございますので、8年度につきましても約100億円弱でございますけれども、システム改修、周知・広報の関係に御活用いただける経費を今回の予算案でも計上しております。

取りあえず補足は以上でございます。

○松田部会長 お願いします。

○中村局長 もう一つ、実質負担がゼロというのは、確かに負担がないから御理解をと聞こえてしまう面もあるかもしれませんが、一方で子育て施策という新たな行政サービスを行うときに、単にそれをオンするのではなくて、きちんと既存の施策の中で効率化できるところは効率化して、なるべくプラスアルファはそのままではなくてスクラップ・アンド・ビルドをやるという意味では、きちんと御説明をする必要あると思っております。ただ、それがゼロだからいいでしょうという感じには聞こえないようにはしていきたいと

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度管理部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/kanri/) からご覧いただけます。

思います。

○松田部会長 以上で事務局からの回答ということでした。

ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

そうしましたら、それでは、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえまして、制度の施行に向けた作業を進めていただければと思います。

本日の議事は以上で全て終了となります。

今後の管理部会の開催につきましては、事務局より追って御連絡いたします。皆様、本日はありがとうございました。